

件はありまして、失業者の方が多数を占むる今日、條件付の打切り具事が、寧ろ無條件打切りも同様で、苛酷を意味するのであります。

官公吏諸君の中には、罹災者には労働を與へて居る、何を生活難やある、何を秋冬の悲歌やある、何を配給を要せんなどと、空々しく言ひ放つ、實際の事情如何を顧みざる向きもあり、生等が罹災以来實際に、その種級労働に従事して實際した處に依りませば、求業者の三分の一がその労働口にあり付いたのは、全く最初の中の上乗の事で、それは震災後の二三日に過ぎませんでした。最近に至つては實に、市吏員の前に群集する五人中の四百二百名までは、俗に云ふお粥を食つて、空しくその避難所へ立歸らなければなりません。そして二

の五千人中の八百人者に加ふるの希望を志す得んには、仮に郊外等賑濟所ありの労働者ならば、賑濟所の多数不幸児等と共に、朝の未明二時三時には早くも起き出でて、五時前に市吏員の面前に集はねばなりません。斯くてその夕景は、労働を終つて後その日の賃金を收受すべく再び市吏員の前に行列せねばならず、しかも其間一時間乃至二時間の空費時間あり、帰宅して寢に就く迄には夜の九時十時を聞かねばなりません。睡眠時間は僅々四五時間、都合よく行つても六時間を占むる事はありませぬ。

斯くては猶、その謂ゆる労働を與へて居る事が、罹災民の救護となり、失業問題解決となり、民衆の生活の安定保障となり、大詔聖意の御前に苛責なきを得るでありませうか。生等はこれと然りと考へる事は出来ませぬ。